

マイキーID設定支援でマイナンバーカードの交付促進 専用端末を市役所ロビーに設置

- 国はマイナンバーカードの保有者に対し、民間事業者のキャッシュレス決済で使える「マイナポイント」を付与する制度を令和2年9月から実施する。
- 袋井市では、マイナポイントの利用に必要な「マイキーID」の設定を支援し、国の施策と連動して、マイナンバーカードの交付促進を図る。あわせて、早期に取り組むことで、マイナポイント事業の円滑実施に向け、事前に十分な環境を整える。
- 「マイキーID」の設定支援には、県内初となるマイキーID設定専用端末を導入する。

マイキーID設定支援

1 開始日時

令和2年2月3日（月）9時

2 場所及び内容

(1) 市役所1階市民課窓口

新たにマイナンバーカードを取得する方に対し、カード交付時にマイキーID設定支援を行う。

(2) 市役所1階ロビー

すでにカードを取得している方向けに、市役所ロビーにマイキーID設定専用端末を設置する。

3 マイキーID設定専用端末の機能

(1) 市民にID設定に係る操作をわかりやすく案内し、設定環境を提供する。(パソコンやスマートフォンでも条件を満たせば設定可能だが、作業が煩雑。)

(2) 設定したマイキーIDを感熱紙に印刷し、保管を可能にする。

(3) 7月以降は、連携する決済サービスの選択が可能となり、マイキーIDの設定からマイナポイントの申し込みまでの一連の操作を完了することが可能となる予定。

(4) 未操作時は、マイナンバーカードやマイナポイントに関する広報動画を再生し、事業啓発を行う。

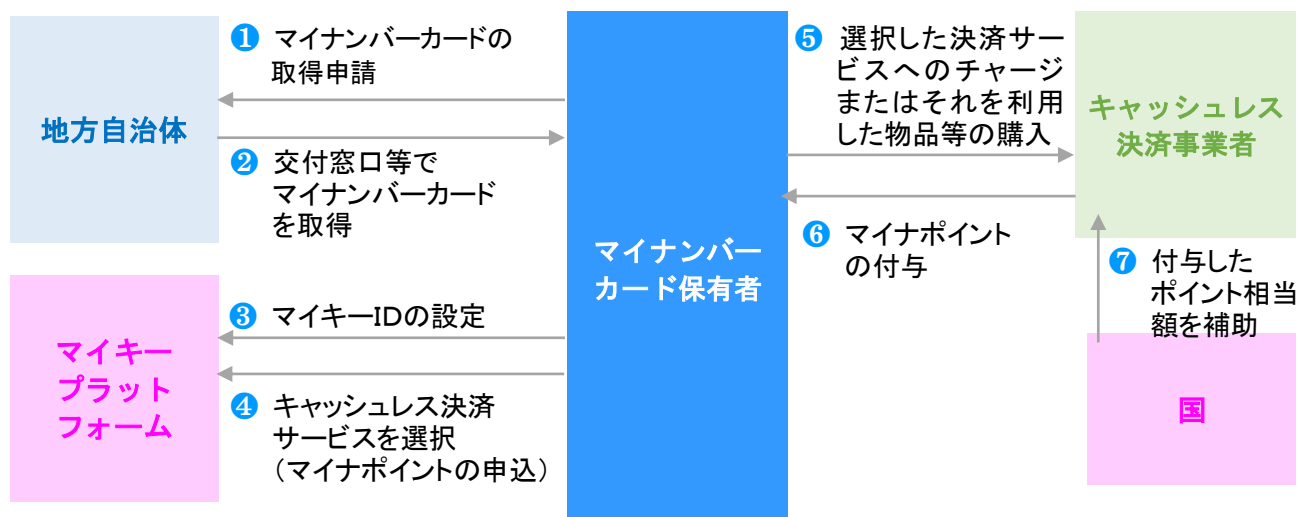
マイキーID設定専用端末を9時に市役所ロビーでお披露目します。

▼マイキーID設定専用端末



マイナポイント事業概要

キャッシュレス決済サービスの利用（ICカードへのチャージやQR決済アプリを使った買い物など）に対して付与され、付与されたポイントは買い物に利用できる。付与率は25パーセント、上限額は一人あたり5,000円（例えば、ICカードに20,000円チャージすると、5,000円分のマイナポイントが付与される）。



<スケジュール>

- (1) マイキーIDの設定（マイナポイントの予約） ～令和2年8月末
- (2) マイナポイントの申し込み 令和2年7月～令和3年3月末
- (3) マイナポイント取得 令和2年9月～令和3年3月末

※ 令和2年8月末までに、マイキーIDの設定（マイナポイントの予約）をした者が、マイナポイントの申し込みをすることにより、マイナポイントを取得することができる。